

事務連絡
平成26年8月8日

公益社団法人神奈川産業廃棄物協会
会長 古敷谷 裕二 様

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課長

廃棄物処理業に関する指導指針等の見直しに係る
パブリックコメントの手続きの実施について（お知らせ）

日頃から、川崎市の廃棄物行政の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本市におきましては、廃棄物の処理及び使用済自動車のリサイクルが適正に行われることを推進するため、廃棄物処理法等に基づき、指導指針、事務取扱要綱及び事務取扱要領を定め、廃棄物処理業等に係る事務手続きや廃棄物処理業者等への指導等を行っております。

この度、廃棄物処理業者等に対し、指導や審査等をより適切かつ円滑に行うため、指導事項を追加すると共に、指導指針、事務取扱要綱及び事務取扱要領の構成の見直しを予定しております。

つきましては、指導指針等の見直しにあたり、次のとおりパブリックコメント手続きを実施いたしますので、お知らせいたします。

1 主な見直しの内容

(1) 指導事項の追加

(2) 指導指針、事務取扱要綱及び事務取扱要領の構成の見直し

2 パブリックコメントの意見募集期間

平成26年8月8日（金）～平成26年9月8日（月）

3 案の公表場所

市ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

各区役所（市資料コーナー）、廃棄物指導課（市役所第3庁舎16階）

見直し後の指導指針等については、10月にホームページで公表予定です。

（担当）金井



廃棄物処理業に係る指導指針等の見直しに関する意見公募について

本市においては、廃棄物の処理及び使用済自動車のリサイクルが適正に行われることを推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、指導指針、事務取扱要綱及び事務取扱要領を定め、廃棄物処理業等に係る事務手続きや廃棄物処理業者等への指導等を行っています。

この度、廃棄物処理業者等に対し、指導や審査等をより適切かつ円滑に行うため、指導事項を追加すると共に、指導指針、事務取扱要綱及び事務取扱要領の構成の見直しを予定しています。

つきましては、指導指針等の見直し案について意見を募集します。

1 見直し案の概要

別紙のとおり

2 意見募集期間

平成26年8月8日（金）から平成26年9月8日（月）

※ 郵送の場合は、当日消印有効

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、ご意見をお寄せください。

(1) 電子メール 川崎市ホームページの「パブリックコメント手続き」にアクセスし、ホームページ上の案内にしたがって専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ 044（200）3923（環境局生活環境部廃棄物指導課）

(3) 持参又は郵送

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課（川崎市役所第3庁舎16階）

※お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ上で公表する予定です。

4 連絡先

環境局生活環境部廃棄物指導課 電話 044（200）2593

5 施行予定

平成26年10月1日（水）

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/300/0000060412.html>

廃棄物処理業に係る指導指針等の見直し案の概要

本市では、廃棄物の処理及び使用済自動車のリサイクルが適正に行われることを推進するため、廃棄物処理法等に基づき、指導指針、事務取扱要綱及び事務取扱要領を定め、廃棄物処理業等に係る事務手続きや廃棄物処理業者並びに自動車リサイクル関連業者（以下、「処理業者等」という。）への指導等を行っています。

この度、処理業者等に対し、指導や審査等をより適切かつ円滑に行うために、指導事項を追加すると共に、指導指針、事務取扱要綱及び事務取扱要領の構成の見直しを予定しています。

（１）指導事項の追加

廃棄物処理法及び自動車リサイクル法では、廃棄物を的確かつ継続的に処理してもらうために処理業者等に「経理的基礎」を要求しています。「経理的基礎」については、環境省の通知等が示されたことから、廃棄物処理業に係る指導指針等に「経理的基礎に係る指導事項」として次の内容を新たに追加いたします。

経理的基礎に係る指導事項

- ア 利益が計上できていること。
- イ 自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセントを超えていること。
- ウ 設備投資に要する資金等を踏まえ、適切な収益が見込まれていること。
- エ 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること。
- オ 役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。
- カ 中間処理業者（解体業、破碎業を含む）にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること。
- キ 最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が計上されていること。
- ク 各種税金、社会保険料又は労働保険料等の義務的支払を適切に履行すること。

（２）指導指針、事務取扱要綱や事務取扱要領の構成の見直し

産業廃棄物処理業については、「指導指針（収集運搬業）」「指導指針（処分業）」「事務取扱要領（収集運搬業）」「事務取扱要領（処分業）」「事務取扱要綱」に基づき指導及び審査等を行っておりますが、内容の重複がある、行政指導と審査基準が混在するなどの課題があるため、より適切に指導や審査等を行うことができるよう見直しを行います。また、一般廃棄物処理業及び自動車リサイクル関連業についても、同様の見直しを行います。

ア 産業廃棄物処理業に係る指導指針等の構成の見直し

産業廃棄物処理業については、表1のとおり「指導指針」、「事務取扱要綱」、「事務取扱要領」を策定していますが、表2のとおり「行政指導指針」、「審査基準等に関する規程」、「事務取扱要領」に再編し、構成の見直しを行います。

表1 見直し前の指導指針等（産業廃棄物処理業）

規程の名称及び含まれる主な事項	事項の種類		
	指導指針	審査基準等※1	事務手続
1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る指導指針			
・事業用地、積替え施設基準及び管理体制に係る指導事項	○		
2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業に係る指導指針			
・事業用地、処分施設基準及び管理体制に係る指導事項	○		
3 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業に係る事務取扱要綱			
・事前協議に係る指導事項	○		
・許可申請や届出に係る事務手続			○
・許可基準、標準処理期間		○	
4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業に係る事務取扱要領（収集運搬業）			
・事前協議や変更届に係る添付書類			○
・事前協議に係る指導事項	○		
・収集運搬業許可に係る申請者の能力に関する規定		○	
5 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業に係る事務取扱要領（処分業）			
・事前協議や変更届に係る添付書類			○
・事前協議に係る指導事項	○		
・処分業許可に係る申請者の能力に関する規定		○	



表2 見直し後の指導指針等（産業廃棄物処理業）

規程の名称及び含まれる主な事項	事項の種類		
	指導指針	審査基準等※1	事務手続
1 川崎市産業廃棄物処理業に係る行政指導指針			
・事業用地、処理施設基準及び管理体制に係る指導事項	○		
・事前協議に係る指導事項	○		
・経理的基礎に係る指導事項※2	○		
2 川崎市産業廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程			
・許可基準、標準処理期間		○	
・収集運搬業許可や処分業許可に係る申請者の能力に関する規程		○	
3 川崎市産業廃棄物処理業に係る事務取扱要領			
・許可申請や届出に係る事務手続			○
・事前協議や変更届に係る添付書類			○

※1 審査基準等とは、審査基準及び標準処理期間

※2 今回新規に追加（詳細は（1）参照）

イ 一般廃棄物処理業に係る指導指針等の構成の見直し

一般廃棄物処理業については、表3のとおり「指導指針」、「事務取扱要綱」、「事務取扱要領」を策定していますが、表4のとおり「行政指導指針」、「審査基準等に関する規程」、「事務取扱要領」に再編し、構成の見直しを行います。

表3 見直し前の指導指針等（一般廃棄物処理業）

規程の名称及び含まれる主な事項	各事項の種類		
	指導指針	審査基準等 ^{*1}	事務手続
1 一般廃棄物収集運搬業許可に係る指針			
・収集運搬業者の車両の色、表示などの遵守事項	○		
・事業用地、積替え施設基準及び管理体制に係る指導事項	○		
一般廃棄物処分業許可に係る指針			
・事業用地、処分施設基準及び管理体制に係る指導事項	○		
2 一般廃棄物処理業に係る事務取扱要綱			
・事前協議に係る指導事項	○		
・許可申請や届出に係る事務手続き			○
・許可基準、標準処理期間		○	
3 一般廃棄物収集運搬業に係る事務取扱要領			
・事前協議や変更等の届出に係る添付書類			○
・事前協議に係る指導事項	○		
・収集運搬業許可に係る申請者の能力に関する規程		○	
4 一般廃棄物処分業に係る事務取扱要領			
・事前協議や変更等の届出に係る添付書類			○
・事前協議に係る指導事項	○		
・処分業許可に係る申請者の能力に関する規程		○	



表4 見直し後の指導指針等（一般廃棄物処理業）

規程の名称及び含まれる主な事項	各事項の種類		
	指導指針	審査基準等 ^{*1}	事務手続
1 川崎市一般廃棄物処理業に係る行政指導指針			
・収集運搬業者の車両の色、表示などの遵守事項	○		
・事業用地、処理施設基準及び管理体制に係る指導事項	○		
・事前協議に係る指導事項	○		
・経理的基礎に係る指導事項 ^{*2}	○		
2 川崎市一般廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程			
・許可基準、標準処理期間		○	
・収集運搬業許可や処分業許可に係る申請者の能力に関する規程		○	
3 川崎市産業廃棄物処理業に係る事務取扱要領			
・許可申請や届出に係る事務手続きや様式			○
・事前協議や変更等の届出に係る添付書類			○

※1 審査基準等とは、審査基準及び標準処理期間

※2 今回新規に追加（詳細は（1）参照）

ウ 自動車リサイクル関連事業者の指導指針等の構成の見直し

自動車リサイクル関連事業者については、表5のとおり「事務取扱要綱」、「事務取扱要領」を策定していますが、表6のとおり「行政指導指針」、「審査基準等に関する規程」、「事務取扱要領」に再編し、構成の見直しを行います。

表5 見直し前の指導指針等（自動車リサイクル関連業）

規程の名称及び含まれる主な事項	各事項の種類		
	指導指針	審査基準等 ^{※1}	事務手続
1 使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める引取業者及びフロン類回収業者の登録等事務取扱要綱			
・登録申請や届出に係る指導事項	○		
・登録申請や届出に係る事務手続き			○
・登録基準		○	
2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める引取業者及びフロン類回収業者の登録等事務取扱要領			
・登録申請や届出の添付書類	○		
3 使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める解体業及び破砕業の許可等事務取扱要綱			
・解体業及び破砕業許可に係る事前協議に関する指導事項	○		
・許可申請や届出に係る事務手続き			○
・許可基準、標準処理期間		○	
4 使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める解体業及び破砕業の許可等事務取扱要領			
・事前協議や変更届に係る添付書類			○
・解体業及び破砕業許可に係る事前協議に係る指導事項	○		



表6 見直し後の指導指針等（自動車リサイクル関連業）

規程の名称及び含まれる主な事項	各事項の種類		
	指導指針	審査基準等 ^{※1}	事務手続
1 川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る行政指導指針			
・登録申請や届出に係る指導事項	○		
・登録申請や届出の添付書類	○		
・解体業及び破砕業許可に係る事前協議に関する指導事項	○		
・経理的基礎に係る指導事項 ^{※2}	○		
2 川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程			
・登録基準。許可基準、標準処理期間		○	
3 川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る事務取扱要領			
・登録申請、許可申請や届出に係る事務手続き			○
・事前協議や変更届に係る添付書類			○

※1 審査基準等とは、審査基準及び標準処理期間

※2 今回新規に追加（詳細は（1）参照）